

サンプル建設株式会社 工事管理システム刷新 — 受注・実行予算・工事

原価集計・出来高査定・進捗度・請求／JV

UAT 会計検証パッケージ

AI 生成ドラフト・会計士レビュー前提

作成者		査閲者	
-----	--	-----	--

1. 概要

目的	新工事管理システムが生成する会計仕訳が、収益認識に関する会計基準（企業会計基準第 29 号）及び同適用指針（企業会計基準適用指針第 30 号）、法人税法・消費税法の工事の請負に係る帰属時期の定めに準拠し、勘定科目・金額・計上時点・税区分が正確に処理されることを、工事の類型ごとのテストケース（想定仕訳）との 1 件突合により検証する。母集団は第 30 期（2026 年 3 月期）の実績データを再現したもの。受注済み・未着工の工事として、サンプル製造株式会社の有価証券報告書（第 28 期）に「設備の新設等の計画」として載っている諏訪工場第 3 棟（投資予定総額 2,800 百万円・既支払額 150 百万円・着手 2026 年 10 月・完了予定 2027 年 9 月）を扱い、発注者の既支払額と当社の契約負債（未成工事受入金）が一致することを確かめる。
範囲	原価比例法による進捗度の測定と完成工事高の認識、未据付資材の取扱い、実行予算の改訂に伴う進捗度の見直し、契約変更（追加変更工事）と変動対価、工事損失引当金、原価回収基準、期間がごく短い工事の代替的取扱い、契約資産と完成工事未収入金の区分、契約負債（未成工事受入金）、JV（共同企業体）の持分取込み、下請の出来高査定と外注費のカットオフ、工事間の原価付替えの防止、完成工事補償引当金、引渡し時の収益認識と消費税の資産の譲渡等の時期を対象とする。税務の申告調整（工事損失引当金等の損金不算入・税効果）は本 UAT の対象外とし、決算業務で別途行う。
進め方	工事の類型ごとに新システムの自動生成仕訳と会計士の想定仕訳を 1 件ずつ突合する。あわせて工事管理サブシステムの残高・件数と総勘定元帳の整合、工事別原価台帳と未成工事支出金の突合、出来高査定表と外注費の突合、JV 精算書との突合、移行データの全件突合を行う。差異は年度の財務諸表への影響額と是正の難易度で区分し、本番稼働前には是正すべきものと、補完統制を置いたうえで稼働後には是正するものに分ける。
基準	企業会計基準第 29 号「収益認識に関する会計基準」（一定の期間にわたり充足される履行義務の 3 要件＝第 38 項、進捗度の見積りは単一の方法＝第 41 項・第 42 項、進捗度の見直しは会計上の見積りの変更＝第 43 項、進捗度を合理的に見積ることができる場合にのみ収益を認識＝第 44 項、原価回収基準＝第 45 項、契約資産と顧客との契約から生じた債権の区分表示＝第 79 項）、同適用指針（工事損失引当金＝第 90 項、期間がごく短い工事契約の代替的取扱い＝第 95 項（受注制作のソフトウェアは第 96 項）／契約の初期段階における代替的取扱い＝第 99 項（当社は不採用）、工事損失引当金の表示＝第 106 項）、法人税法第 63 条（長期大規模工事は、進行割合に応じて収益の額・費用の額を益金・損金に算入する方法が強制される。大規模の要件は法人税法施行令第 129 条第 1 項＝請負対価 10 億円以上、同条第 2 項＝対価の 2 分の 1 以上が引渡期日から 1 年経過日後に支払われる定めがないこと）、消費税法第 17 条（工事の請負に係る資産の譲渡等の時期の特例。第 1 項は「することができる」規定で、適用を受けようとする事業者は申告書にその旨を付記する＝同条第 4 項）。会計方針は第 30 期の計算書類に記載したものとする。

2. テストケース・想定仕訳

工事進行（原価比例法・長期大規模工事）

TC-01 南信総合病院 新病棟の新築工事について、期末の発生原価から進捗度を算定し、完成工事高と完成工事原価を計上する。（工事進行（原価比例法・長期大規模工事）・OK）

テストデータ：工事番号 CN-29-0812（南信総合病院 新病棟新築工事・発注者 医療法人サンプル南信会）。請負金額 2,400,000,000 円（税抜）、重要な部分の作業の着手 2025 年 8 月 20 日、契約上の引渡しの期日 2027 年 3 月 20 日（工期 1 年 7 か月）。契約上、対価の 2 分の 1 以上が引渡しの期日から 1 年を経過する日後に支払われる定めはない。実行予算の工事原価総額 2,000,000,000 円、第 30 期末（2026-03-31）までの発生原価 500,000,000 円（搬入済未据付資材を除外し〈判断は TC-02〉、出来高査定の締切後の施工分を含めた〈検証は TC-11〉調整後の額）（実施 2026-05-12・実施者 経理部 決算担当／証跡 CN-UAT-0101）

確認観点：進捗度の分子が「進捗度の算定に用いる発生原価」（未据付資材を除いた額）であること。完成工事高に仮受消費税等が付されないこと（消費税の資産の譲渡等の時期は引渡し時。特例＝消費税法第 17 条第 1 項は適用しない方針。検証は TC-14）。請求前の対価に対する権利は契約資産に計上し、完成工事未収入金（顧客との契約から生じた債権）と区分すること（会計基準第 79 項。検証は TC-08）。

想定仕訳：

借方科目	貸方科目	金額	摘要
未成工事受入金	完成工事高	240,000,000	同一の契約の契約負債（TC-09 の前受金 240,000,000 円）を先に取り崩す
契約資産	完成工事高	360,000,000	契約負債を超える部分。進捗度＝ $500,000,000 \div 2,000,000,000 = 25.0\%$ 、完成工事高＝ $2,400,000,000 \times 25.0\% = 600,000,000$ 円。一定の期間にわたり充足される履行義務（会計基準第 38 項）・進捗度はインプット法（原価比例法）で単一の方法により見積る（同第 41 項）
完成工事原価	未成工事支出金	500,000,000	当期に発生し進捗度の算定に用いた原価を完成工事原価へ振り替える

工事進行（進捗度の分子＝未据付資材の除外）

TC-02 期末に現場へ搬入済みだが未据付の鉄骨資材について、進捗度の見積りを修正するかどうかを判断する。（工事進行（進捗度の分子＝未据付資材の除外）・差異）

テストデータ：工事番号 CN-29-0812。システムが工事原価として集計した額 560,000,000 円のうち、搬入済・未据付の鉄骨資材 60,000,000 円（2026-03-27 検収・据付は第 31 期）。除外後 500,000,000 円（実施 2026-05-13・実施者 原価管理部／証跡 CN-UAT-0102）

確認観点：コストに基づくインプット法では、発生したコストが進捗度に寄与しない場合・比例しない場合に見積りを修正するかを判断する（適用指針第 21 項・第 22 項）。比例しない場合は「財のコストの額で収益を認識する」扱い（利益を乗せない）もあり得るが、それは①当該財が別個のものでない②顧客が関連するサービスを受領するより相当程度前に支配を獲得する③コストの割合が重要である④第三者から調達し設計・製造に重要な関与をしていない、の 4 要件をすべて満たすと見込まれる場合である。当社は据付までの資材の支配が当社にあり②を満たさないと判断し、進捗度の分子から除外する（収益も認識しない）。システムは除外前の 560,000,000 円で進捗度 28.0%を計算し、完成工事高 672,000,000 円を計上した（想定との差額 72,000,000 円の過大）。判断の根拠が工事台帳に記録されること。

想定仕訳：

借方科目	貸方科目	金額	摘要
未成工事受入金	完成工事高	240,000,000	契約負債を先に取り崩す
契約資産	完成工事高	360,000,000	除外後の発生原価 500,000,000 円で進捗度 25.0%（合計 600,000,000 円）
完成工事原価	未成工事支出金	500,000,000	未据付資材 60,000,000 円は未成工事支出金に残す（完成工事原価へ振り替えない）

工事進行（実行予算の改訂＝会計上の見積りの変更）

TC-03 地盤改良の追加により工事原価総額の見積りを増額し、期末の進捗度を見直す（工事 A とは別の工事で検証する）。（工事進行（実行予算の改訂＝会計上の見積りの変更）・差異）

テストデータ：工事番号 CN-30-0655（河川護岸工事）。請負金額 1,100,000,000 円（税抜）。実行予算の工事原価総額 1,000,000,000 円で第 3 四半期までに進捗度 40.0%・完成工事高 440,000,000 円を計上済み。実行予算の改訂（2026-03-18 承認）により工事原価総額 1,000,000,000 円→1,050,000,000 円。期末までの発生原価 400,000,000 円は変わらない（実施 2026-05-14・実施者 工事部 積算担当／証跡 CN-UAT-0103）

確認観点：見積りの変更を当期の損益で処理し、過年度の完成工事高を修正再表示していないこと。システムは改訂前の進捗度を保持したままで、見直しの仕訳を生成しなかった（差異）。改訂の承認日と、進捗度の再計算の基準日が一致すること。工事原価総額の改訂が工事損失引当金の判定（TC-05）にも連動すること。

想定仕訳：

借方科目	貸方科目	金額	摘要
完成工事高	契約資産	20,952,381	改訂後の進捗度＝ $400,000,000 \div 1,050,000,000 = 38.0952\%$ 。完成工事高＝ $1,100,000,000 \times 38.0952\% = 419,047,619$ 円。既計上 440,000,000 円との差額 20,952,381 円を当期の収益から減額 する（会計上の見積りの変更＝会計 基準第 43 項。過年度に遡及しない）

変動対価（追加変更工事）

TC-04 発注者の指示による設計変更について、契約変更の類型を判定し、取引価格と進捗度を見直して当期の収益を算定する。（変動対価（追加変更工事）・OK）

テストデータ：工事番号 CN-30-0517（物流倉庫）。請負金額 800,000,000 円（税抜）、実行予算の工事原価総額 700,000,000 円、期末までの発生原価 350,000,000 円（進捗度 50.0%）で完成工事高 400,000,000 円を計上済み。設計変更の見積提出額 120,000,000 円のうち、実費精算で合意済みの 80,000,000 円は確定、残り 40,000,000 円は発注者と金額交渉中。追加工事の見積原価は 68,000,000 円で、期末時点では未着手（実施 2026-05-15・実施者 工事部 工務担当／証跡 CN-UAT-0104）

確認観点：増額分 80,000,000 円を当期に全額計上していないこと（既存の契約の一部として処理する場合、増額分は残りの工期にわたって進捗度に応じて認識される）。未合意の 40,000,000 円を取引価格に含めていないこと（変動対価は収益の著しい減額が生じない可能性が高い部分に限る）。追加工事の見積原価を工事原価総額に反映していること。含める／含めないの判断根拠（交渉の経緯・過去の実績）が工事台帳に記録され、変更の承認者が実行予算の承認者と同一人でないこと。

想定仕訳：

借方科目	貸方科目	金額	摘要
契約資産	完成工事高	1,041,666	追加される財・サービスが別個ではないため、既存の契約の一部として取引価格と進捗度を見直し、累積的な影響を変更日に認識する。取引価格 880,000,000 円（800,000,000＋合意済み 80,000,000）、改訂後の工事原価総額 768,000,000 円（700,000,000＋68,000,000）、進捗度＝ $350,000,000 \div 768,000,000 = 45.5729\%$ 、累積の完成工事高＝ $880,000,000 \times 45.5729\% = 401,041,666$ 円。既計上 400,000,000 円との差額 1,041,666 円のみを当期に認識する

工事損失引当金

TC-05 工事原価総額が工事収益総額を超過する見込みとなった工事について、工事損失引当金を計上する。（工事損失引当金・差異）

テストデータ：工事番号 CN-30-0288（造成を伴う倉庫新築）。工事収益総額 600,000,000 円、改訂後の工事原価総額 660,000,000 円（見込工事損失 60,000,000 円）。期末までの発生原価 264,000,000 円（進捗度 40.0%）（実施 2026-05-18・実施者 経理部 決算担当／証跡 CN-UAT-0105）

確認観点：引当金の繰入額が販売費及び一般管理費ではなく完成工事原価（売上原価）に計上されること（適用指針第 106 項）。貸借対照表で流動負債に内容を示す科目で表示され、同一の工事契約に係る未成工事支出金と相殺表示する場合の取扱いが設定されていること。損失の見込みが判明した期に全額を計上していること（翌期以降に繰り延べていないこと）。

想定仕訳：

借方科目	貸方科目	金額	摘要
契約資産	完成工事高	240,000,000	進捗度 40.0%（264,000,000÷660,000,000）× 工事収益総額 600,000,000 円
完成工事原価	未成工事支出金	264,000,000	当期の発生原価。ここまでで既に 24,000,000 円の損失が計上されてい る
完成工事原価	工事損失引当金	36,000,000	工事損失 60,000,000 円から既計上の 損失 24,000,000 円を控除した残額 （適用指針第 90 項）。繰入額は売上 原価に表示する（同第 106 項）

原価回収基準

TC-06 着手直後で進捗度を合理的に見積ることができない工事について、発生原価の額で収益を認識する。（原価回収基準・OK）

テストデータ：工事番号 CN-30-0031（トンネル補修・2026 年 3 月着工）。地質調査の結果待ちで工事原価総額を合理的に見積れない。期末までの発生原価 45,000,000 円（いずれも回収が見込まれる）（実施 2026-05-19・実施者 経理部 決算担当／証跡 CN-UAT-0106）

確認観点：完成工事高と完成工事原価が同額で、利益が計上されないこと。進捗度を合理的に見積ることができるようになった時点で通常の処理へ切り替える設定があること（会計基準第 44 項・第 45 項）。回収が見込まれない費用を収益に含めていないこと。（当社は、契約の初期段階に収益を認識しないことができる代替的取扱い〈適用指針第 99 項〉を採用していない。採用していれば初期段階の収益はゼロになるため、採否を会計方針で明記し、システムの設定と一致させること。）

想定仕訳：

借方科目	貸方科目	金額	摘要
契約資産	完成工事高	45,000,000	回収することが見込まれる費用の額 で収益を認識する（原価回収基準＝

借方科目	貸方科目	金額	摘要
			会計基準第 45 項）。利益は認識しない
完成工事原価	未成工事支出金	45,000,000	発生原価と同額。完成工事総利益はゼロ

期間がごく短い工事（代替的取扱い）

TC-07 工期が約 2 か月の事務所改修工事について、一定の期間にわたる収益認識を行わず、完全に履行義務を充足した時点で認識する。（期間がごく短い工事（代替的取扱い）・OK）

テストデータ：工事番号 CN-30-0704（事務所改修）。請負金額 28,000,000 円（税抜）、契約 2026 年 2 月 3 日締結、2026 年 2 月 10 日着工・2026 年 4 月 20 日引渡し予定（契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間は約 2 か月半）。当社の会計方針では「工期が 3 か月以内の工事」を期間がごく短い工事と定義している。期末までの発生原価 18,000,000 円（実施 2026-05-20・実施者 経理部 決算担当／証跡 CN-UAT-0107）

確認観点：完成工事高・契約資産がいずれも計上されないこと。代替的取扱いの適用範囲（工期 3 か月以内）を会計方針で定義し、システムの工事マスタに区分が設定されていること。工期の判定が「契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点まで」で行われ、着工日起算になっていないこと。

想定仕訳：

借方科目	貸方科目	金額	摘要
未成工事支出金	工事未払金	18,000,000	代替的取扱いを採用しているため期末時点では収益を認識しない（適用指針第 95 項。受注制作のソフトウェアは第 96 項で、本件は工事契約のため第 95 項による）。発生原価は未成工事支出金に累積する

契約資産／完成工事未収入金の区分

TC-08 期末の完成工事高の累計のうち、出来高請求により対価に対する無条件の権利が生じた部分を完成工事未収入金へ振り替える。（契約資産／完成工事未収入金の区分・OK）

テストデータ：工事番号 CN-29-0812。期末の完成工事高累計 600,000,000 円（うち 240,000,000 円は契約負債の取崩し、360,000,000 円は契約資産）。契約資産 360,000,000 円のうち、出来高査定の合意に基づき 2026-03-31 付で請求し対価に対する無条件の権利が生じた 300,000,000 円（実施 2026-05-21・実施者 経理部 債権担当／証跡 CN-UAT-0108）

確認観点：残額 60,000,000 円が契約資産として残ること（360,000,000-300,000,000）。単一の勘定科目（工事未収入金）にまとめていないこと。振替の起点が「対価に対する無条件の権利が生じたこと」であり、請求書を出

しさえすれば無条件になるわけではない（出来高査定の合意が前提）。消費税は、契約に部分引渡しの特約・慣習があり、その部分の引渡しの都度に資産の譲渡等があったものとする取扱い（消費税法基本通達 9-1-8）に当たするかを判定し、当たらない場合は当該請求を中間金として扱い、消費税額を記載した適格請求書を交付しないこと。判定と根拠を工事台帳に記録すること。

想定仕訳：

借方科目	貸方科目	金額	摘要
完成工事未収入金	契約資産	300,000,000	対価に対する無条件の権利が生じた部分は、顧客との契約から生じた債権として契約資産と区分して表示する（会計基準第 79 項）

契約負債（未成工事受入金）

TC-09 着工時に受領した前受金を契約負債として計上する。受注済み・未着工の工事の前受金についても、収益を認識しないことを確認する。（契約負債（未成工事受入金）・OK）

テストデータ：①工事番号 CN-29-0812（南信総合病院）の着工時前受金 240,000,000 円を 2025-08-25 に受領（当期首の残高）。②工事番号 CN-31-0412（サンプル製造株式会社 諏訪工場第 3 棟。請負金額 2,800,000,000 円・2026 年 2 月締結・着手 2026 年 10 月予定・完了予定 2027 年 9 月）について、契約時の前受金 150,000,000 円を 2026-02-27 に受領。発注者側の有価証券報告書「設備の新設等の計画」の既支払額 150 百万円と一致する（実施 2026-05-22・実施者 経理部 資金担当／証跡 CN-UAT-0109）

確認観点：前受金の受領時に完成工事高を計上しないこと。未着工の工事について進捗度 0% で収益が生成されないこと。前受金の受領は資産の譲渡等に該当しないため仮受消費税等を計上しないこと。収益を認識するときは、同一の契約の契約負債を先に取り崩し、超過分を契約資産に計上すること（検証は TC-01）。

想定仕訳：

借方科目	貸方科目	金額	摘要
現金及び預金	未成工事受入金	240,000,000	工事 A の前受金。履行義務を充足する前に受け取った対価は契約負債として計上する
現金及び預金	未成工事受入金	150,000,000	諏訪工場第 3 棟の前受金。第 30 期末時点で未着工のため完成工事高・契約資産は生じない（発注者の既支払額 150 百万円と一致）

JV（共同企業体）の持分取込み

TC-10 構成員として参加する JV 工事について、出資割合に応じた金額を取り込む。

（JV（共同企業体）の持分取込み・OK）

テストデータ：工事番号 CN-30-0901（公共施設・JV）。JV 全体の請負金額 1,500,000,000 円、当社の出資割合 40%（取込額 600,000,000 円）。当社持分の工事原価総額 510,000,000 円、期末までの当社持分の発生原価 153,000,000 円（進捗度 30.0%）（実施 2026-05-25・実施者 経理部 JV 担当／証跡 CN-UAT-0110）

確認観点：JV 全体の請負金額 1,500,000,000 円を当社の完成工事高として取り込んでいないこと。進捗度が当社持分の発生原価 153,000,000 円÷当社持分の工事原価総額 510,000,000 円＝30.0%で算定されること。収益・原価だけでなく、JV の資産・負債（未成工事支出金・工事未払金・JV 預け金）も出資割合に応じて取り込まれること（突合は REC-07）。出資割合の変更があった場合に取込額が再計算されること。スポンサー（幹事会社）が保管する JV 口座の残高を当社の現金及び預金に二重計上していないこと。

想定仕訳：

借方科目	貸方科目	金額	摘要
契約資産	完成工事高	180,000,000	当社取込額 600,000,000 円×進捗度 30.0%。JV 全体額ではなく出資割合に応じた持分相当額を取り込む
完成工事原価	未成工事支出金	153,000,000	当社持分の発生原価。JV 精算書の按分と一致させる（突合は REC-07）

外注費のカットオフ（出来高査定）

TC-11 下請の出来高査定の締切後から期末までに施工された分を、当期の工事原価に計上する。（外注費のカットオフ（出来高査定）・差異）

テストデータ：工事番号 CN-29-0812。出来高査定の締切 2026-03-25（査定額 60,000,000 円）。締切後 3 月 26 日～31 日に施工された分 12,000,000 円は査定外（下請の施工日報・現場代理人の確認済み）。当期の発生原価 500,000,000 円にはこの 12,000,000 円を含める（実施 2026-05-26・実施者 原価管理部／証跡 CN-UAT-0111）

確認観点：システムは査定額 60,000,000 円のみを計上し、査定締切後の 12,000,000 円を計上しなかった（差異）。この場合、進捗度の分子が 488,000,000 円となり完成工事高は 585,600,000 円で、想定 600,000,000 円より 14,400,000 円過小になる。査定外の未計上分を洗い出す手続（施工日報と査定表の突合）が業務に組み込まれていること。翌期の査定時に当期計上分が控除されること。

想定仕訳：

借方科目	貸方科目	金額	摘要
未成工事支出金	工事未払金	60,000,000	査定済みの出来高
未成工事支出金	工事未払金	12,000,000	査定外だが期末までに役務の提供を受けた分。翌期の査定で二重計上しないよう区分して計上する

工事間の原価付替えの防止（統制）

TC-12 赤字工事の原価を黒字工事へ振り替える指示を登録し、承認がない限り仕訳が生成されないことを確認する。（工事間の原価付替えの防止（統制）・差異）

テストデータ：工事番号 CN-30-0288（赤字工事）から CN-30-0412 へ、労務費 12,000,000 円の振替指示を現場代理人が登録（事業本部長・経理部長・監査部の承認なし）（実施 2026-05-27・実施者 内部監査室 立会／証跡 CN-UAT-0112）

確認観点：システムは未承認のまま振替を登録でき、原価の振替仕訳が生成された（差異）。既存の統制（ITGC-OP-01）が求める事業本部長・経理部長・監査部の承認が、新システムでも同じ強さで実装されること（受入基準が既存統制を弱めないこと）。振替の理由・承認者・承認日時がログに残り、付替前後の工事原価・進捗度が記録されること。

想定仕訳：

借方科目	貸方科目	金額	摘要
—	—	—	承認前は仕訳を生成しない。工事番号間の原価振替は事業本部長・経理部長・監査部の承認を必須とする（既存の ITGC-OP-01）

完成工事補償引当金

TC-13 当期に引き渡した工事について、契約不適合責任に基づく将来の補修費を見積り計上する。（完成工事補償引当金・OK）

テストデータ：工事番号 CN-29-0155（既引渡し）。完成工事高 450,000,000 円、過去 3 年の補修費実績率 0.4%（実施 2026-05-28・実施者 経理部 決算担当／証跡 CN-UAT-0113）

確認観点：引当の対象が当期に引き渡した工事に限られること（施工中の工事を含めていないこと）。実績率の算定に用いた補修費の範囲（無償補修のみか、有償分を除いているか）がシステムの集計条件と一致すること。

想定仕訳：

借方科目	貸方科目	金額	摘要
完成工事原価	完成工事補償引当金	1,800,000	450,000,000 円×0.4%。実績率の算定期間と分母（完成工事高）を会計方針で定める

消費税（工事の請負に係る資産の譲渡等の時期）

TC-14 長期大規模工事の完成工事高に対して、消費税の特例を適用しない方針どおりに仮受消費税等が計上されないことを確認する。（消費税（工事の請負に係る資産の譲渡等の時期）・差異）

テストデータ：工事番号 CN-29-0812（請負金額 2,400,000,000 円・着手 2025 年 8 月 20 日・引渡しの期日 2027 年 3 月 20 日）。請負対価が 10 億円以上で、着手から引渡しの期日までの期間が 1 年以上、かつ対価の 2 分の 1 以上が引渡期日から 1 年経過日後に支払われる定めがないため、長期大規模工事に該当する。当期の完成工事高 600,000,000 円（TC-01 の再掲。ここでは税区分のみを検証する）。当社は消費税法第 17 条第 1 項の特例を適用せず、引渡し時に資産の譲渡等を行ったものとする方針（実施 2026-06-01・実施者 経理部 税務担当／証跡 CN-UAT-0114）

確認観点：システムは会計の収益計上に連動して仮受消費税等 60,000,000 円を自動計上した（差異）。法人税では長期大規模工事について、進行割合に応じて益金・損金に算入する方法が強制される（法人税法第 63 条第 1 項。大規模の要件＝法人税法施行令第 129 条第 1 項の請負対価 10 億円以上、同条第 2 項の支払条件）一方で、消費税は特例（消費税法第 17 条第 1 項）の適用が任意である点が、税区分マスタに反映されていること。なお、期末時点で着手から 6 か月を経過しておらず進行割合も 20%未満のため法人税法施行令第 129 条第 6 項（当期の収益・費用をないものとしてすることができる）に形式的には当たるが、確定した決算において同条第 1 項に規定する方法（進行割合に応じた経理）によっているため、同項ただし書きにより適用できないことを、税務の申告調整の前提として記録すること。特例を適用する工事と適用しない工事を工事マスタで区別できること。

想定仕訳：

借方科目	貸方科目	金額	摘要
未成工事受入金	完成工事高	240,000,000	TC-01 と同じ内訳。仮受消費税等は計上しない
契約資産	完成工事高	360,000,000	仮受消費税等は計上しない。消費税の資産の譲渡等の時期は引渡し時（特例＝消費税法第 17 条第 1 項は「することができる」規定で、適用する場合は申告書に付記する＝同条第 4 項）

引渡し（一時点）と消費税の計上

TC-15 工事を引き渡し、契約資産を完成工事未収入金へ振り替えるとともに、消費税の課税売上を計上する。（引渡し（一時点）と消費税の計上・OK）

テストデータ：工事番号 CN-29-0155。請負金額 450,000,000 円（税抜）、引渡し 2026-03-20（発注者の検査合格・引渡書受領）。前期までの完成工事高累計 400,000,000 円（同額が契約資産）、当期分 50,000,000 円、当期の発生原価 38,000,000 円（実施 2026-06-02・実施者 経理部 決算担当／証跡 CN-UAT-0115）

確認観点：引渡日が検査合格日（引渡書の日付）であり、請求書の発行日や入金日ではないこと。前期までに計上済みの完成工事高 400,000,000 円を当期に二重計上していないこと。仮受消費税等が請負金額（税抜）の全額に対して 1 回だけ計上されること。当期の発生原価が完成工事原価へ振り替えられていること。

想定仕訳：

借方科目	貸方科目	金額	摘要
契約資産	完成工事高	50,000,000	引渡しまでの残りの進捗分。前期までの 400,000,000 円と合わせて累計 450,000,000 円
完成工事原価	未成工事支出金	38,000,000	当期の発生原価を完成工事原価へ振り替える（進行中は毎期振り替えるため、引渡し時に特段の残高整理は生じない）
完成工事未収入金	契約資産	450,000,000	引渡しにより対価に対する無条件の権利が生じ、契約資産の全額を顧客との契約から生じた債権へ振り替える
完成工事未収入金	仮受消費税等	45,000,000	請負金額（税抜 450,000,000 円）×10%。消費税の資産の譲渡等の時期は引渡し時。特例を適用していないため、進捗に応じた期中の計上は行わない

3. 突合チェック

ID	突合	突合元	突合先	方法	結果
REC-01	完成工事高 工事管理システム⇔総勘定元帳	新工事管理システムの工事別完成工事高（第30期の再現データ）	総勘定元帳 完成工事高	工事の種類（工事進行・原価回収基準・代替的取扱い・JV）別に層化し、月次の完成工事高と契約資産・契約負債の残高を突合。実施 2026 年 6 月 3 日～4 日・実施者 経理部 決算担当／証跡 REC-CN-01（許容差異 円単位で 0）	一致
REC-02	未成工事支出金 工事別原価台帳⇔総勘定元帳	工事別原価台帳の期末残高（材料費・労務費・外注費・経費）	総勘定元帳 未成工事支出金	工事番号別に残高を突合し、差異は発生源（未据付資材の区分・振替）まで遡る。実施 2026 年 6 月 4 日・実施者 原価管理部／証跡 REC-CN-02（許容差異 円単位で 0）	差異あり
REC-03	契約資産＋完成工事未収入金⇔請求・入金	工事管理システムの請求データと完成工事高累計	総勘定元帳 契約資産・完成工事未収入金	工事番号別に「完成工事高累計－入金額」と「契約資産＋完成工事未収入金」を突合し、無条件の権利の有無による区分を確認。実施 2026 年 6 月 4 日・実施者 経理部 債権担当／証跡 REC-CN-03（許容差異 円単位で 0）	一致
REC-04	契約負債（未成工事受入金）⇔入金明細	工事管理システムの前受金明細	総勘定元帳 未成工事受入金	入金日・工事番号・契約上の前受条件を突合し、収益認識に伴う取	一致

ID	突合	突合元	突合先	方法	結果
				崩しの有無を確認。実施 2026 年 6 月 5 日・実施者 経理部 資金担当／証跡 REC-CN-04（許容差異 円単位で 0）	
REC-05	工事損失引当金⇔採算管理表	採算管理表（工事収益総額・工事原価総額・既計上損益）	総勘定元帳 工事損失引当金	損失が見込まれる全工事について、工事損失から既計上の損益を控除した残額と引当金残高を突合。実施 2026 年 6 月 5 日・実施者 経理部 決算担当／証跡 REC-CN-05（許容差異 円単位で 0）	一致
REC-06	外注費⇔出来高査定表	下請の出来高査定表（2026-03-25 締切）と施工日報	総勘定元帳 外注費（未成工事支出金の内訳）	工事番号別に査定額と計上額を突合し、査定締切後から期末までの施工分を施工日報から拾い上げて差額を算定。実施 2026 年 6 月 5 日・実施者 原価管理部／証跡 REC-CN-06（許容差異 円単位で 0）	差異あり
REC-07	JV 持分⇔JV 精算書	幹事会社が作成した JV 精算書（出資割合 40%）	総勘定元帳 完成工事高・完成工事原価（JV 分）	JV 全体額に出資割合を乗じた額と当社の取込額（収益・原価・資産・負債）を突合し、JV 口座の残高を当社の現金及び預金に二重計上していないことを確認。実施 2026 年 6 月 5 日・実施者 経理部 JV 担当／証跡 REC-CN-07（許容差異 円単位で 0）	一致
REC-08	移行データ（工事マスタ・実行予算・既発生原価）全件突合	現行システムの工事マスタ・実行予算・既発生原価	新システムへの移行後データ	全工事について、契約金額・工事原価総額・既発生原価・進捗度・契約資産／契約負債の残高を全件突合する。実施予定 2026 年 6 月 22 日～26 日（移行検証）（許容差異 円単位で 0）	未実施

4. 差異・例外と是正

ID	差異・例外	重要度	原因	是正
EX-01	搬入済・未据付の資材 60,000,000 円を進捗度の分子に含めたため、進捗度が 25.0%ではなく 28.0%となり、完成工事高が 72,000,000 円過大に計上された。	高	新システムの原価集計が検収日ベースで、据付・使用の有無を区別する項目を持たない。	工事原価の明細に「据付・使用済／未据付」の区分を追加し、進捗度の分子から未据付分を除外する。影響額＝完成工事高 72,000,000 円（1 工事あたり）。担当＝工事システム PJ（原価管理部）。期限

ID	差異・例外	重要度	原因	是正
				2026-06-12
EX-02	実行予算の改訂（工事原価総額 1,000,000,000 円 → 1,050,000,000 円）が進捗度の再計算に反映されず、完成工事高が 20,952,381 円過大のまま残った。	中	実行予算の改訂が工事マスタの履歴として保持される一方、決算処理が改訂前の工事原価総額を参照していた。	決算処理が参照する工事原価総額を「決算日時点で承認済みの最新の実行予算」に変更する。影響額＝完成工事高 20,952,381 円。担当＝工事システム PJ（経理部）。期限 2026-06-26
EX-03	工事損失引当金の繰入額 36,000,000 円を販売費及び一般管理費に計上しており、売上原価に表示していない。	高	引当金の勘定科目マスタに表示区分の設定がなく、既定値（販売費及び一般管理費）のまま運用されていた。	繰入額を完成工事原価（売上原価）に表示する設定に変更し、同一の工事契約に係る未成工事支出金との相殺表示の取扱いを会計方針に明記する（適用指針第 106 項）。影響額＝売上総利益 36,000,000 円（営業利益への影響なし）。担当＝経理部 決算担当。期限 2026-06-12
EX-04	出来高査定の締切（2026-03-25）後から期末までに施工された外注工事 12,000,000 円が当期の工事原価に計上されていない。	中	外注費の計上が査定データのみを起点としており、査定外の施工分を拾い上げる経路がない。	期末月に限り、施工日報と査定表の差分を集計して未計上分を計上する手続を追加する。影響額＝完成工事高 14,400,000 円の過小（進捗度の分子が 488,000,000 円になるため）。担当＝原価管理部。期限 2026-06-26
EX-05	工事間の原価振替（12,000,000 円）が、事業本部長・経理部長・監査部の承認がないまま登録でき、仕訳が生成された。	高	振替機能に承認ワークフローが実装されておらず、現場代理人の権限で登録が完結する。	振替に既存統制（ITGC-OP-01）と同じ三者承認（事業本部長・経理部長・監査部）を必須とし、承認前は仕訳を生成しない。理由・承認者・承認日時と付替前後の工事原価・進捗度をログに残す。影響額＝完成工事原価 12,000,000 円（工事間の付替えのため全社損益への影響は 0 だが、工事別採算と工事損失引当金の判定を歪める）。担当＝工事システム PJ（内部統制室）。期限 2026-06-12
EX-06	会計上の完成工事高 600,000,000 円に連動して仮受消費税等 60,000,000 円が自動計上された。当社は消費税法第 17 条第 1 項の特例を適用しない方針であり、資産の譲渡等の時期は引渡し時である。	高	税区分マスタが「収益計上＝課税売上」の 1 通りしかなく、工事の請負に係る資産の譲渡等の時期の特例を適用するかどうかを工事単位で持てない。	工事マスタに「消費税の特例の適用有無」を追加し、適用しない工事は引渡し時に課税売上を計上する。適用する工事は申告書への付記（消費税法第 17 条第 4 項）を運用手順に組み込む。影響額＝仮受消費税等 60,000,000 円。担当＝経理部 税務担当。期限 2026-06-12
EX-07	未成工事支出金の工事別原価台帳と総勘定元帳が 60,000,000 円ずれている。	中	EX-01 と同一の原因（未据付資材を完成工事原価へ振り替えた）。	EX-01 の是正により解消する。是正後に同一データで再突合する。影響額＝未成工事支出金 60,000,000 円。担当＝原価管理部。期限 2026-06-26
EX-08	外注費の計上額と出来高査定表・施工日報の差分が	中	EX-04 と同一の原因。突合手続そのものが期末月に限定さ	期末月の突合手続を月次に広げ、査定外の施工分の把握を

ID	差異・例外	重要度	原因	是正
	12,000,000 円あり、期末のカットオフが査定日基準になっている。		れていない。	平常運用にする。影響額＝未成工事支出金 12,000,000 円。 担当＝原価管理部。期限 2026-06-26

5. 総合所見

新工事管理システムは、契約資産と完成工事未収入金の区分、契約負債（未成工事受入金）、JV の持分取込み、原価回収基準、期間がごく短い工事の代替的取扱い、完成工事補償引当金、引渡し時の収益と消費税について、想定仕訳と一致する処理を行っている。進捗度についても、与えられた分子と分母から計算する式そのものは一致した。一方で、①進捗度の分子から未据付資材を除外できない、②実行予算の改訂が進捗度の再計算に反映されない、③工事損失引当金の繰入額の表示区分、④出来高査定の締切後から期末までの施工分が当期の工事原価に計上されない、⑤工事間の原価振替に承認が不要、⑥会計の収益計上に連動して仮受消費税等が自動計上される、の 6 点で差異が生じた。稼働前の必須是正＝EX-01・EX-03・EX-05・EX-06（いずれも期限 2026-06-12。再テストの開始 2026 年 6 月 15 日より前）。稼働後 3 か月以内の是正＝EX-02・EX-04・EX-07・EX-08（期限 2026-06-26）。移行データの全件突合（REC-08）は移行検証（2026 年 6 月 22 日～26 日）で実施する。本番稼働の可否は、稼働前必須の 4 件の是正と再テスト（2026 年 6 月 15 日～19 日）の結果をもって判断する。なお、工事損失引当金・完成工事補償引当金の税務上の取扱い（損金不算入と税効果）および法人税法上の進行割合と会計上の進捗度の異同は、本 UAT の対象外として決算業務で別途確認する。